

神奈川県指令県総第1190号

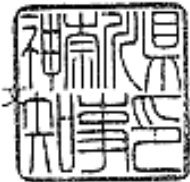
横浜市港北区富士塚二丁目18番40号

山本 浩一郎

平成15年7月11日付けで申請のありました特定非営利活動法人の設立については、
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定により認証します。

平成15年11月4日

神奈川県知事 松 沢 成 文



1 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 シニアSOHO横浜・神奈川

2 代表者の氏名

山本 浩一郎

3 主たる事務所の所在地

横浜市港北区富士塚二丁目18番40号

4 定款に記載された目的

この法人は、シニアを対象として地域社会における自己実現、個人の能力を社会に還元、さらに起業参加を促すため、情報技術を利用したコミュニケーションの場や学習教育環境などのプラットフォームを提供するとともに特にシニアの方々の起業や諸市民活動を支援し、生き生きとした人間性豊かな生活を営める社会の創造に寄与することを目的とする。